

駐車監視員活動ガイドライン

【四谷 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となります。当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	国道20号	甲州街道	四谷4-8先四谷四丁目交差点 新宿3-32先	7-翌3	
2	国道20号～区道 新宿通り	JR四ツ谷駅先	新宿3-17先		
3	主要地方道302号	靖国通り	歌舞伎町1-2先新宿区役所前交差点 片町8番先 片町1番先合羽坂下交差点	7-翌3	
4	主要地方道305号	明治通り	新宿5-14先 新宿4-1先新宿四丁目南交差点	7-翌3	
5	主要地方道319号	外苑東通り	片町6番先合羽坂交差点 信濃町駅前歩道橋先	7-翌3	
6	都道405号	外堀通り	四谷本塩町6番地先 元赤坂2-1先若葉東交差点	7-翌3	
7	主要地方道305号	環状第5の1号線	新宿5-14先 新宿2-5先	7-翌3	
8	区道	花園通り	新宿2-19先 新宿1-24先	7-翌3	
9	都道418号	外苑西通り	大京町31番地先 新宿1-26先新宿富久町西交差点	7-翌3	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道414号	—	南元町13番地先	四谷1ー12先四谷中学校前	7ー翌3	
2	区道	津の守坂通り	片町1番地先靖国通り合羽坂下交差点	四谷2ー13先新宿通り	7ー22	
3	区道	慶応病院通り	信濃町35番地と大京町30番地の間における慶応大学病院西側のJR線路から北側に延びる通り		7ー22	
4	区道	若葉通り	四谷2ー14先新宿通り	南元町20番地区立みなみもと町公園先	7ー22	
5	区道	スタジアム通り	霞ヶ丘町7番地先日本青年館前交差点	神宮球場正門前	7ー翌3	
6	区道	甲州街道(新宿御苑北側側道)	新宿1ー1先	新宿2ー5先	7ー翌3	
7	区道	三栄通り	四谷三栄町11番地先三栄町交差点	四谷1ー6先四谷見附北交差点	7ー22	
8	区道	—	新宿1ー10先新宿一丁目交差点	新宿1ー26先外苑西通り	7ー翌3	
9	区道	—	国立競技場、明治神宮外苑の周辺道路		7ー翌3	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線周辺	7ー翌3	
2	JR新宿駅南口周辺	7ー翌3	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	花園神社周辺	7ー翌3	
2	都道414号周辺	7ー翌3	

◎ 自動二輪、原付重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	国道20号～区道	新宿通り	JR四ツ谷駅先	新宿3ー17先	7ー翌3